

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、医療法人本庄福島病院（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設（以下「施設」という。）が行う通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の目的）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自ら傷つけ他人に害を与える（以下「自傷他害」という。）の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわないものとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区

町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 7 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるものとする。
- 8 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めるものとする。
- 9 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在）

第 3 条 当事業所の名称及び所在は、次のとおりとする。

- （1）名称 老人保健施設彩の苑
- （2）所在 埼玉県本庄市千代田 1－1－2 1

（職員の職種、員数）

第 4 条 当事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- （1）管理者（入所・短期入所と兼務） 1 人
- （2）医師（入所・短期入所と兼務） 1 人以上
- （3）理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員
若しくは介護職員 4 人以上

（職員の職務内容）

第 5 条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕に携わる従業者の管理、指導を行う。
- （2）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- （3）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共

同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画に基づく看護を行う。

(5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業日 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員数は、40人とする。

(サービスの内容)

第8条 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕は、〔介護予防にあっては介護予防に資するよう、〕医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法等その他必要なりハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

5 サービス提供体制強化加算体制とする。

6 若年性認知症利用者受入加算体制とする。

7 リハビリテーションマネジメント加算体制とする。

- 8 理学療法士等体制強化加算体制とする。(通所リハビリテーション)
- 9 時間延長サービス体制とする。(通所リハビリテーション)
- 10 介護職員処遇改善加算体制とする。
- 11 中重度者ケア体制加算体制とする。(通所リハビリテーション)
- 12 リハビリテーション提供体制加算体制とする。(通所リハビリテーション)

(利用料その他の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の利用料として、食費、利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により、支払を受けることとする。
- 3 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、本庄市、上里町、美里町、深谷市(旧岡部地区)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 飲酒・喫煙は、原則として禁止する。
- (2) 火気類の持ち込みは、防火管理上、禁止とする。
- (3) 設備・備品の利用は、事業所の許可に基づく。
- (4) 所持品等の持ち込みは、事業所の許可に基づく。
- (5) 金銭・貴重品の管理は、事務室にて行う。
- (6) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (7) 営利行為、宗教の勧誘、署名活動、特定の政治活動は、禁止する。

(8) 他の利用者への迷惑行為は、禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所〔介護予防支援事業者〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、施設の従業者を充てる。

(2) 火元責任者には、施設の従業者を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災や地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症管理体制)

第16条 施設は、施設内での感染症予防、感染症発生時の対応の徹底を図るため、感染症対策委員会を設置し、感染症対策マニュアルを定め、感染症管理体制の徹底を図る。

(1) 委員長には、管理者を充てる。

(2) 委員には、看護職員全員、その他の部署の代表者を充てる。

(3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたとき開催する。

(4) 委員会は、施設内感染リスクの評価、感染対策指針の作成・運用、地域における感染症発生状況の把握、情報収集、分析、施設内感染対策の総合評価を行う。

(5) 管理者は、従業者に対して感染予防に関する研修の機会を確保し、感染症管理体制の強化に努める。

(事故に対する安全管理体制)

第17条 施設は、介護・医療事故の防止、発生時の適切な対応を行い、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために、介護事故防止委員会を設置し、介護事故防止マニュアルを定め、安全管理体制の確保に努める。

(1) 委員長には、管理者を充てる。

(2) 委員には、施設内各部署の代表者を充てる。

(3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたとき開催する。

(4) 委員会は、事故及び「ひやり・はっと」事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価を

行う。

- (5) 管理者は、従業者に対して介護事故防止に関する研修の機会を確保し、安全管理体制の確立に努める。

(身体拘束廃止に向けた取組)

第18条 施設は、利用者の人間としての尊厳を守り、QOL（生活の質）を損なわないために、身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止マニュアルを定め、身体拘束廃止に向けた取組を行う。

- (1) 委員長には、管理者を充てる。
- (2) 委員には、看護職員全員、その他の部署の代表者を充てる。
- (3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたとき開催する。
- (4) 委員会は、身体拘束廃止に向け、事例検討、分析、拘束廃止策の検討、拘束廃止策の実施、拘束廃止策実施後の評価を行う。
- (5) 管理者が判断し例外的に身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、その様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に医師が記載することとする。
- (6) 管理者は、従業者に対して身体拘束廃止に関する研修の機会を確保し、施設全体で身体拘束廃止に向けた取組を行う。

(虐待の防止等)

第19条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡の予防体制)

第20条 施設は、褥瘡の予防のために、褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡対策マニュアルを定め、褥瘡対策への体制の確保に努める。

- (1) 委員長には、管理者を充てる。
- (2) 委員には、看護職員全員、その他の部署の代表者を充てる。

- (3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたとき開催する。
- (4) 委員会は、褥瘡対策計画書作成、利用者の全身管理、褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療法、ケア方法についての統一的な情報管理を行う。
- (5) 管理者は、従業者に対して褥瘡予防に関する研修の機会を確保し、施設全体で褥瘡予防に向けた取組を行う。

(従業者の服務規律)

第21条 従業者は、介護保険関係法令及び個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わない。
- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力する。

(従業者の質の確保)

第22条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務条件)

第23条 従業者の勤務条件は、別に定める就業規則による。

(従業者の健康管理)

第24条 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第25条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。また、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに、これらが蔓延する

ことがないよう、水廻り設備、空調設備、厨房設備等の衛生的な管理を行い、これらの発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（個人情報保護）

第26条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の了承を得るものとする。

（守秘義務）

第27条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 この規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、料金の設定、苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示す

る。

- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成14年8月1日から施行する。

この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成15年7月1日から施行する。

この運営規程は、平成17年2月1日から施行する。

この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成18年9月16日から施行する。

この運営規程は、平成19年1月1日から施行する。

この運営規程は、平成20年12月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年10月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和1年10月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和7年4月1日から施行する。